

【抜粋】 令和 3 年度第 2 回血液事業部会委員発言

○武田委員 はばたき福祉事業団の武田です。今の輸出に関するところで、3点ほどお伝えしたいことがあります。まず1点目についてですが、国内自給されていて安定供給に差し支えない範囲で輸出をしていくという御説明があったのですが、直前に御説明もあったように、遺伝子組換え製剤は結構、輸入されていて、血漿分画としては第 VIII 因子も第 IX 因子も国内自給されているというところですが、多くが輸入に頼っているという現状も、一方ではあります。私たちが、一番危惧するのが、製造上の問題等で輸入が止まってしまうとか、有事の際に輸入が止まってしまうとか、そうした際に国内の製剤がきちんと供給されていくのかどうかというところ、そこがユーザーの側からすると、一番の関心を持つところかと思います。もちろん、海外で有効に活用していくのもそうなのですが、まず、どうやって国内の血漿由来の製剤を有効に活用していくかという点、従前から申し上げている点ではあるのですが、ここをもう一度、やはり考えていかなければいけないと思っています。それから、この献血で、皆さんの善意で作っていただいた安全な血液製剤を国内でどうやって使っていただけるか、この点については、また別途、検討していきたいと考えております。

2点目ですが、今、松本委員からも御説明があったように、人道的な寄付というもので求めている、第 VIII 因子製剤については、そういった WFH に対する寄付というお話があったかと思うのですが、第 IX 因子製剤は販売という形であると御説明していただきました。できれば、この第 IX 因子製剤についても、せっかく善意の献血で作っていただいた製剤ですので、併せて、人道的な寄付であったり、何かそういったことで使えないかというところも検討いただければと思います。

最後に、3点目ですが、献血者への説明のところで、これは献血されたものは国内で使われていくということで、献血者の方もそういった理解で献血をされているのかと考えております。ただ、今回、販売も含めた輸出も考えられているということですので、この辺りをきちんと事前に献血者の方には御説明をしておいたほうがいいのかと。それを後から知って、何でそんなふうに使われているのだろうと誤解が生じてもいいけませんので、この有効活用のところで、廃棄せざるを得なかったものを有効に活用していくということを、きちんと献血者の方にも事前に分かっていただく必要があると考えております。以上です。

○半田部会長 ありがとうございます。武田委員から、非常に重要なポイントを3点、御指摘いただきました。事務局におかれましては、この点も踏まえて御検討いただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

○宮川委員 今、いろいろ御説明があったように、善意である血液というものを、どのように取り扱うのかは、国民に対する説明責任があると思います。その中で、

寄付ということであるならばよろしいのですが、それが輸出として対価をそこで得る形になってしまうと、それは販売でも同様ですが、言葉の整理と定義、そして、その用い方を国民に対して分かりやすく、理解しやすい言葉で整理していくことが大切です。それがなされなければ、齟齬が生まれてきますので、是非、そのことをしっかりと討議されて、いろいろな質問に耐えられるような理論を構築されることを望みます。以上です。

○半田部会長 宮川委員、ありがとうございました。改めて、献血者への説明責任というものを、もう一度、再度、考えていただくという、非常に重要なポイントを頂きました。